

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	GEARBOX (国外定期修理)	2補LPS-AF128059-20	
		大臣承認	年 月 日
		作成	令和 6年 1月 9日
		改正	令和 7年12月18日
			令和 8年 5月11日
作成部隊等名	第 2 補 給 処		

1 総則

1.1 一般

この仕様書に規定する内容と引用文書に規定する内容とが相違する場合は、この仕様書に規定する内容が優先する。

1.2 適用範囲

この仕様書は、表1に示す調達物品の役務について規定する。

表1－調達物品

No.	S/N	P/N	品名	備考
1	2835-01-459-6815Z2	386720-6-1	品名又は件名と同じ	本物品は、国内で製造されたものである。

1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、2補LPS-A00005の1.2によるほか、次による。

1.3.1

国外定期修理

規定交換間隔に達したこと又は、計画外で取卸された調達物品 [整備区分判定基準 (エンジン含む。) によりオーバーホールと判定されるもの及び準ずるもの] について、使用 (時間, 期間, サイクル及び回数) を“0”にする修理

1.3.2

修理会社

F A又は同等の政府機関より修理認定を取得している会社の中から、原製造業者が防衛省 (航空自衛隊) 向けとして指定する会社

1.3.3

原製造業者等

原製造業者及び修理会社

品 名	GEARBOX (国外定期修理)
-----	------------------

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

2補LPS-A00005 航空機等外注整備 (国外) 共通仕様書

b) その他

国外修理における物品取扱要領

航空自衛隊物品管理補給手続

J. T. O. 00-10-2 航空自衛隊航空機等整備基準

1.5 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達品目表による。

2 役務に関する要求

2.1 一般

役務に関する要求は、**2補LPS-A00005**の**箇条2**によるほか、Honeywell Aerospaceの技術力を活用する。

なお、国外修理を国外定期修理と読み替える。

2.2 整備作業の種類

整備作業の種類は、国外定期修理とする。

2.3 整備作業実施要領

整備作業実施要領は、**2補LPS-A00005**の**2.3**による。ただし、**2補LPS-A00005**の**付紙A. 1 2.3**は実施しない。

なお、受入点検時に**J. T. O. 00-10-2**の第Ⅲ節(整備記録)に示されたDD FORM 829~DD FORM 829-2(以下、DD FORM 829シリーズという。)が添付されていることを確認する。

2.4 部品交換

契約の相手方は、次のとおり実施する。

a) **表2**のNo. 1及びNo. 2に示す部品が使用されていた場合は、No. 3と交換する。

表2-交換部品

No.	S/N	P/N	品名
1	PN4100000-2	4100000-2	MOTOR
2	PN4100000-3	4100000-3	MOTOR
3	PN4100000-5	4100000-5	MOTOR
4	3020-00-313-3289Z2	365151-1	GEAR
5	3020-00-323-7367Z2	366265-2	GEAR

b) **表2**のNo. 4, No. 5に示す部品は対で交換する。

c) TUBE ASSY (P/N 3881089-1)の取付は、SCREW (P/N NAS1352C06H6)及びWASHER (P/N AN960-6L)を使用せず、官給品を使用し取付ける。

3 品質保証

品質保証は、分任支出負担行為担当官の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

品 名	GEARBOX (国外定期修理)
-----	------------------

4 出荷条件

4.1 一般

出荷条件は、2補LPS-A00005の箇条4による。

4.2 DD FORM 829シリーズの添付

DD FORM 829シリーズに必要事項を記入し、調達物品に添付する。

なお、記入要領については5.2による。

5 その他の指示

5.1 一般

その他の指示は、2補LPS-A00005の箇条5による。

5.2 DD FORM 829シリーズの記入

DD FORM 829シリーズの記入は、次による。

- a) 調達物品に添付されているDD FORM 829シリーズをJ. T. O. 00-10-2の第Ⅲ節（整備記録）に従って必要事項を記入する。
- b) DD FORM 829シリーズを紛失した又は損なわれた場合は、契約の相手方において作成し、判明し得る範囲内でJ. T. O. 00-10-2の第Ⅲ節（整備記録）に従って記録を行う。

5.3 官給品

官給品の官給は、国外修理における物品取扱要領及び航空自衛隊物品管理補給手続によるほか、次による。

- a) 官給品は、表3のとおりとし、受渡し場所は、岐阜基地（第2補給処）とする。

表3－官給品

No.	S/N	P/N	品 名	数 量
1	PNMS21279-12	MS21279-12	SCREW	1 EA
2	PNNAS620-10L	NAS620-10L	WASHER	2 EA
3	PNMS21043-3	MS21043-3	NUT	1 EA
注記 GEARBOX 1 EA当たりの数量を示す。				

- b) 未使用の官給品は、第2補給処（保管部第1保管課）へ返納する。

5.4 貸付

契約の相手方は、この契約の実施においてTO等が必要になった場合は、官側と調整の上、無償で貸付を受けることが可能である。